

徳島大学医学部栄養学科同窓会関西支部会会則

(目 的)

第1条 本会は、会員相互の親睦を図り、徳島大学医学部栄養学科の発展と社会および文化の向上に寄与することを目的とする。

(名称および会員)

第2条 本会の名称は、徳島大学医学部栄養学科同窓会関西支部会とし、会員は、徳島大学医学部栄養学科卒業生および大学院修了者で、近畿地区（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）に在住の者で組織する。

(役員とその選出)

第3条 本会に次の役員をおき、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。また、役員は、任期終了後も後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。

支部長	1 名	総会において互選により選出する。
副支部長	1 名	総会において互選により選出する。
会 計	1 名	会員のなかから支部長が任命する。
幹 事	若干名	会員のなかから支部長が任命する。
監 査	2 名	総会において互選により選出する。

(役員の仕事)

第4条 役員の仕事は次のとおりとする。

支部長	本会の一切の事務を総括する。
副支部長	支部長を補佐し必要に応じて支部長を代理する。
会 計	本会の会計を行う。
幹 事	会務、庶務を処理し、会員の動静報告、その他本会との連絡の円滑緊密化を図る。
監 査	毎年度1回以上の会計監査を行う。

(会 議)

第5条 本会の会議は次のとおりとする。

総 会	毎年1回開催する。
臨時総会	必要に応じ役員会の決議により開催する。
役員会	必要に応じ支部長が役員を召集し開催する。

(総 会)

第6条 総会における決議項目は次のとおりとする。

1. 旧年度事業の大要および会計決算の報告
2. 新年度予算および重要事項に関すること
3. 役員の変更

4. その他必要のある事項

(経費)

第7条 本会の経費は入会金、寄付金および雑収入をもってこれにあてる。

(会費)

第8条 本会の会費は、終身会費3,000円とし、入会時にこれを徴収する。ただし、再入会時にはこれを徴収しない。また、退会等による会費の返還は行なわないものとする。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は毎年6月1日から翌年の5月31日までとする。

(異動の連絡)

第10条 会員は転居等の異動があった場合は、役員まで連絡するものとする。

(会則の改正)

第11条 本会則は総会の決議により改正することができる。

(その他)

第12条 会則に定めのない事項については、役員会で協議し執行できる。ただし、当該事項については、総会において報告するものとする。

付 則

本会則は、平成5年10月24日より施行する。

本会則は、令和 年 月 日に改定した。